

広島市告示（西区）第62号

令和8年7月28日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定したので、建築基準法施行規則第10条に基づき公告します。

この関係図書は、広島市西区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一實

1 指定番号 第 3 号

2 指定年月日 令和8年7月28日

3 道路の位置 広島市西区観音新町四丁目2874番8の一部

4 幅員及び延長

幅 員 4.30メートル

延 長 33.90メートル